その先の向こうへ
GOING FURTHER

第67期
定時株主総会
招集ご通知

自平成28年4月1日　至平成29年3月31日

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネット（http://www.it-soukai.com/）により、**平成29年6月26日（月曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

第67期定時株主総会招集ご通知 ……… 1

株主総会参考書類 …………………………… 4
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

（添付書類）
事業報告 …………………………………… 17
連結計算書類等 …………………………… 44
計算書類等 ………………………………… 48

日 時

平成29年６月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都文京区後楽二丁目2番8号
当社本店　11階会議室

五洋建設株式会社

証券コード：1893

証券コード1893
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都文京区後楽二丁目２番８号
五洋建設株式会社
代表取締役社長　清　水　琢　三

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

2. 場　　所　東京都文京区後楽二丁目２番８号　当社本店　11階会議室
（末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項
1. 第67期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以　上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.penta-ocean.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.penta-ocean.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
（当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。）

株主総会開催日時　**平成29年６月27日（火曜日）午前10時**

株主総会にご出席いただけない場合

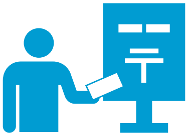

● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限　**平成29年６月26日（月曜日）午後６時到着**

● インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト▶http://www.it-soukai.com/において、議決権行使書用紙右片に記載された**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限　**平成29年６月26日（月曜日）午後６時**

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1)　議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイアル　0120-768-524　（平日　9：00～21：00）

(2)　上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイアル　0120-288-324　（平日　9：00～17：00）

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

(1)　書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト	http://www.it-soukai.com/

(2)　インターネットによる議決権行使期限は、平成29年６月26日（月曜日）午後６時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

(3)　議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(4)　パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5)　インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務健全化の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1．期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類

金銭

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　12円　　総額　3,430,839,552円

(3)　剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月28日

2．その他の剰余金の処分に関する事項

(1)　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　10,000,000,000円

(2)　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　10,000,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレート･ガバナンスの一層の向上・強化を図るために独立社外取締役１名を増員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号		氏　名	現在の当社における地位及び役位
1	再任	清水（しみず）　琢三（たくぞう）	代表取締役社長 兼 執行役員社長
2	再任	佐々木邦彦（ささきくにひこ）	代表取締役 兼 執行役員副社長
3	再任	植田（うえだ）　和哉（かずや）	代表取締役 兼 執行役員副社長
4	再任	都甲（とごう）　明彦（あきひこ）	取締役 兼 執行役員副社長
5	再任	中満（なかみつ）　祐二（ゆうじ）	取締役 兼 専務執行役員
6	再任	野口（のぐち）　哲史（てつし）	取締役 兼 常務執行役員
7	再任	稲富（いなとみ）　路生（みちお）	取締役 兼 常務執行役員
8	新任	渡部（わたなべ）　浩（ひろし）	常務執行役員
9	再任 社外 独立	川嶋（かわしま）　康宏（やすひろ）	社外取締役
10	新任 社外 独立	高橋（たかはし）　秀法（ひでのり）	
11	新任 社外 独立	古屋（ふるや）　直樹（なおき）	

候補者番号 1

しみず　たくぞう

清水　琢三（昭和33年６月８日生）

再任

■ 当事業年度の取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
45,600株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和58年４月	当社入社
平成21年４月	当社執行役員 名古屋支店長
平成24年４月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長
平成24年６月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上
平成25年４月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上
平成26年４月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
平成26年６月	当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 （現在に至る）
平成28年５月	一般社団法人日本埋立浚渫協会会長 （現在に至る）

■ **重要な兼職の状況**

一般社団法人日本埋立浚渫協会　会長

■ **取締役候補者とした理由**

清水琢三氏は、当社における土木事業、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。平成26年６月に社長就任以来、経営トップとして企業価値向上を目指した経営戦略を推進しており、引き続き豊富な職務経験や知見を経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 2

さ　さ　き　くに　ひこ

佐々木邦彦（昭和26年８月６日生）

再任

■ 当事業年度の取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
73,400株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和49年４月	当社入社
平成18年４月	当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長
平成20年６月	当社取締役 兼 執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長
平成23年４月	当社取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当
平成24年４月	当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長
平成26年６月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 安全品質環境担当
平成28年４月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
平成28年７月	同上　総合監査部担当 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

佐々木邦彦氏は、当社における経理、人事等経営管理に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **3**

うえだ　かずや
植田　和哉 （昭和33年８月２日生）

再 任

■ **当事業年度の取締役会への出席状況**
100％（23回／23回）

■ **所有する当社株式数**
12,100株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和58年４月	当社入社
平成23年４月	当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長
平成25年４月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 2020事業室担当
平成26年４月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 兼 2020事業室担当
平成26年６月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上
平成27年４月	当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門土木営業本部長
平成29年４月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

植田和哉氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **4**

と　ごう　あき　ひこ
都甲　明彦 （昭和28年11月16日生）

再 任

■ **当事業年度の取締役会への出席状況**
100％（23回／23回）

■ **所有する当社株式数**
10,700株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和51年４月	当社入社
平成20年４月	当社執行役員 国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 兼 インドネシア営業所長
平成23年４月	当社常務執行役員 国際事業本部副本部長 兼 国際事業本部ワールドオペレーションセンター長 兼 シンガポール営業所長
平成25年４月	当社常務執行役員 国際部門国際事業本部長
平成26年４月	当社専務執行役員 同上
平成27年４月	当社専務執行役員 国際部門長
平成27年６月	当社取締役 兼 専務執行役員 国際部門長
平成29年４月	当社取締役 兼 執行役員副社長 国際部門担当 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

都甲明彦氏は、当社における海外事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **5**

なか　みつ　ゆう　じ
中満　祐二（昭和33年８月１日生）

再任

■ **当事業年度の取締役会への出席状況**
100％（23回／23回）

■ **所有する当社株式数**
20,500株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和56年４月	当社入社
平成23年４月	当社執行役員 東京建築支店副支店長
平成24年６月	当社取締役 兼 執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
平成26年４月	当社取締役 兼 常務執行役員 建築部門建築営業本部長
平成28年４月	当社取締役 兼 専務執行役員 建築部門建築営業本部長 兼 安全品質環境担当
平成29年４月	当社取締役 兼 専務執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

中満祐二氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **6**

の　ぐち　てつ　し
野口　哲史（昭和35年９月11日生）

再任

■ **当事業年度の取締役会への出席状況**
100％（23回／23回）

■ **所有する当社株式数**
7,100株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和58年４月	当社入社
平成24年４月	当社執行役員　名古屋支店長
平成26年４月	当社執行役員 土木部門土木本部副本部長 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当
平成26年６月	当社取締役 兼 執行役員 土木部門土木本部副本部長 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当
平成28年４月	当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当
平成29年４月	当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術戦略室担当 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

野口哲史氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **7**

稲富（いなとみ）　路生（みちお）　（昭和36年７月16日生）

再 任

■ **当事業年度の取締役会への出席状況**
100％（23回／23回）

■ **所有する当社株式数**
9,500株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和59年４月	当社入社
平成24年４月	当社経営管理本部経営企画部長
平成26年４月	当社執行役員 経営管理本部副本部長 兼 経営管理本部経営企画部長
平成26年６月	当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 経営管理本部経営企画部長
平成28年４月	当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長
平成29年４月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

稲富路生氏は、当社における財務、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **8**

渡部（わたなべ）　浩（ひろし）　（昭和35年３月16日生）

新 任

■ **所有する当社株式数**
15,200株

■ **略歴、地位及び担当の状況**

昭和59年４月	当社入社
平成24年４月	当社建築部門建築営業本部副本部長
平成27年４月	当社執行役員 建築部門建築営業本部副本部長
平成29年４月	当社常務執行役員 建築部門建築営業本部長 （現在に至る）

■ **取締役候補者とした理由**

渡部浩氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 9

川嶋（かわしま）　康宏（やすひろ）　(昭和19年８月18日生)

再任　社外　独立

■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和44年４月　運輸省（現 国土交通省）入省
平成10年６月　同省港湾局長
平成12年６月　同省大臣官房技術総括審議官
平成13年１月　国土交通省技術総括審議官
平成13年７月　財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（現 一般財団法人港湾空港総合技術センター）理事長
平成16年３月　新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）　顧問
平成17年５月　日本港湾空港建設協会連合会　会長
平成18年５月　社団法人海洋調査協会（現 一般社団法人海洋調査協会）　会長（現在に至る）
平成18年７月　新日鉄エンジニアリング株式会社（現 新日鉄住金エンジニアリング株式会社）　顧問
平成28年６月　当社社外取締役（現在に至る）

■ 当事業年度(就任後）の取締役会への出席状況
100％（18回／18回）

■ 所有する当社株式数
600株

■ 取締役在任年数（本総会終結時） １年

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人海洋調査協会　会長

■ 社外取締役候補者とした理由

川嶋康宏氏は、港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識・専門知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

候補者番号 10

高橋（たかはし）　秀法（ひでのり）　(昭和26年８月26日生)

新任　社外　独立

■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和52年11月　武蔵監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入社
昭和57年８月　公認会計士登録
平成３年８月　センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員
平成18年６月　新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）常任理事
平成20年８月　新日本有限責任監査法人経営専務理事
平成22年７月　日本公認会計士協会 常務理事
平成22年８月　同監査法人本部経営シニアアドバイザー、シニアパートナー
平成26年６月　同監査法人退職
平成26年９月　日本公認会計士協会 自主規制・業務本部長（現在に至る、平成29年６月21日退任予定）

■ 所有する当社株式数
0株

■ 社外取締役候補者とした理由

高橋秀法氏は、公認会計士として、また監査法人における経営に、豊富な経験と知識を有しておられることから、当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
なお同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の業務執行に携わっておりましたが、同監査法人を平成26年６月に退職しております。

候補者番号 11

古屋（ふるや）　直樹（なおき）（昭和27年7月28日生）

新任　社外　独立

■ 所有する当社株式数

0株

■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和51年4月　株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
平成17年4月　みずほ信託銀行株式会社執行役員
平成19年6月　同社常務取締役
平成20年6月　みずほ総合研究所株式会社常勤監査役
平成21年6月　芙蓉総合リース株式会社常務取締役 兼 常務執行役員
平成23年6月　日本カーリット株式会社常勤監査役
　　　　　　　株式会社デイ・シイ社外監査役
平成25年10月　カーリットホールディングス株式会社常勤監査役（現在に至る、平成29年6月29日退任予定）

■ 重要な兼職の状況

東京中小企業投資育成株式会社　社外取締役（平成29年6月16日就任予定）

■ 社外取締役候補者とした理由

古屋直樹氏は、これまでみずほ信託銀行株式会社ならびに芙蓉総合リース株式会社の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられることから、当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

（注）1.　各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2.　川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は、いずれも会社法に定める社外取締役候補者であります。また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社は川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3.　川嶋康宏氏は証券取引所の定めに基づく社外役員であり、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、高橋秀法氏及び古屋直樹氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。各氏は証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、12ページに記載のとおりであります。

（ご参考）

社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

① 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者※1又は業務執行者であった者
② 現在又は過去5年間において、当社の主要株主※2又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
④ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先※3とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
⑤ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先※4又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
⑥ 当社グループから多額※5の寄附を受けている組織の業務執行者
⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
⑧ 現在又は過去3年間において、当社の大口債権者等※6又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
⑩ 当社グループから多額※5の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が8年間を超す者

※1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又はその他の使用人
※2 議決権所有割合10%以上の株主
※3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者
※4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者
※5 過去３事業年度平均年間1000万円以上
※6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

（平成27年11月11日制定）

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

本議案は、平成14年６月27日開催の第52期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額４千万円以内）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は10名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は11名（うち社外取締役３名）となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（1）　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（2）　本制度の対象者

当社取締役および執行役員（監査役は本制度の対象外とします。）

（3）　信託期間

平成29年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4)　信託金額（報酬等の額）

　本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

　まず、当社は、上記（3）の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、300百万円（内、社外取締役20百万円、それ以外の取締役130百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

　また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、300百万円（内、社外取締役20百万円、それ以外の取締役130百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、300百万円（内、社外取締役20百万円、それ以外の取締役130百万円）を上限とします。

　なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5)　当社株式の取得方法及び取得株式数

　本信託による当社株式の取得は、取引市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

　なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、上記（4）により拠出された資金（上限300百万円）を原資とし、550,000株を上限として取得するものとします。

　本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6)　取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

　取締役等には、各事業年度に関して、以下の算式に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

（算式）役位ポイント×業績連動係数（※１）

（※１）業績連動係数は、予め取締役会が定めた換算表に従い、各事業年度における当社の業績評価（受注金額、営業利益、キャッシュ・フロー、株価等）及び取締役等の個人の業績評価の指標に対する達成度により定まる。なお、社外取締役の業績連動係数については、個人の業績評価は含めない。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり、基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7)　当社株式等の給付

取締役等が退任する場合、役員株式給付規程に則って、当該取締役等は、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8)　議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9)　配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10)　信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付

される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考:本制度の仕組み>

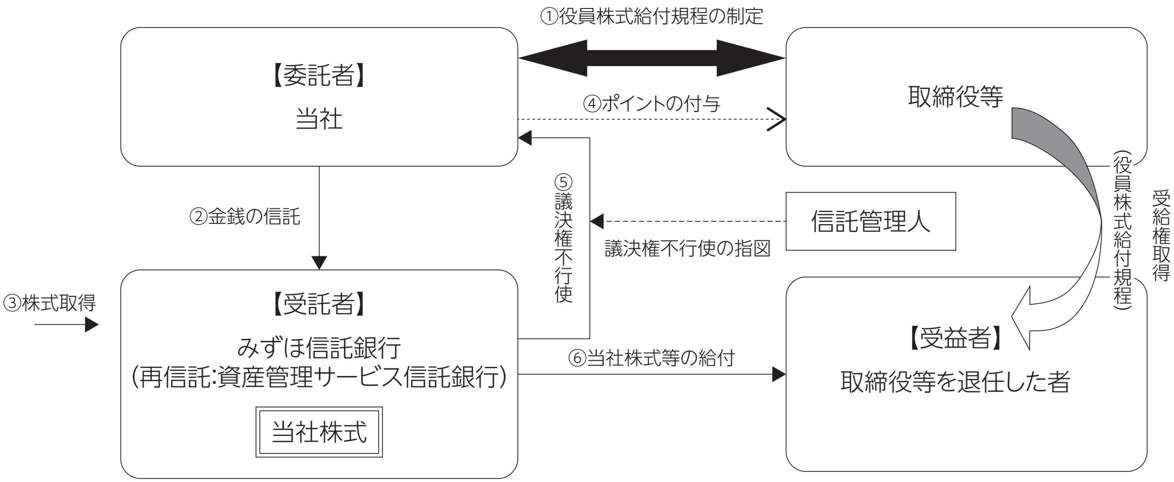

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役等が退任した場合に、「役員株式給付規程」に則って、当該取締役等に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、「役員株式給付規程」に基づき、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以　上

（添付書類）

事業報告 （自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、一部に改善の遅れがあったものの、輸出や生産に持ち直しの動きがみられ、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。企業収益は底堅く、雇用や所得環境も改善が続いております。世界経済は、米国を中心に先進国では緩やかな回復が続き、中国でも景気の持ち直しの動きがみられます。一方、米国新政権の政策に関する不確実性や英国のＥＵ離脱問題など、先行きには内外経済へのマイナスの影響が懸念される要素も残っております。

建設業界におきましては、公共事業は底堅く推移し、民間設備投資は企業収益の改善等により堅調で、再開発事業やインバウンド関連需要の増加など、事業環境は堅調に推移しました。当社グループの海外の主要市場であるシンガポール、香港などの東南アジアでは、建設投資は堅調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループは、中期経営計画（2014～2016年度）の最終年度を迎え、目標数値の達成とともに将来の飛躍に向けた強固な経営基盤の構築に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、売上高5,003億円（前連結会計年度比1.8％増）、営業利益242億円（同17.7％増）、経常利益237億円（同22.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益152億円（同95.6％増）となり、過去最高益を３期連続で更新することとなりました。工事収支が改善したことなどにより売上総利益が増加し、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益いずれも増益となりました。

【事業セグメント別概況】

国内土木事業

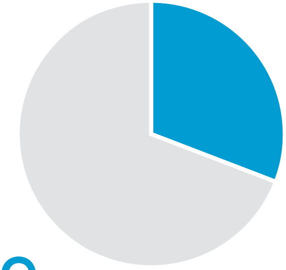

30.9%

売上高 1,553 億円

営業利益 96 億円

売上高は1,553億円（前連結会計年度比3.2％増）、営業利益は96億円（同4.8％増）となりました。工事利益率の改善により営業利益が改善しました。

当社個別の受注高につきましては、補正予算を含め官庁港湾空港工事の増加や民間大型工事の受注が寄与し、海上工事が前期に比べ381億円増加、国内土木全体で341億円増加し、1,874億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

（注）左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

○主な受注工事

発注者	工事名称
中部電力株式会社	衣浦１号地前面北側灰捨地護岸工事
株式会社みらい造船	みらい造船建設工事
関東地方整備局	東京国際空港国際線地区アプローチ他築造等工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
九州地方整備局	東九州道(清武～北郷)芳ノ元トンネル新設(二期)工事
中日本高速道路株式会社	新名神高速道路四日市中工事
関東地方整備局	東京国際空港Ｃ滑走路他地盤改良工事(その２)

国内建築事業

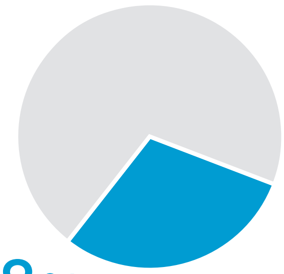

29.8%

売上高 1,498 億円

営業利益 111 億円

売上高は1,498億円（前連結会計年度比9.4％減）、営業利益は111億円（同6.1％増）となりました。売上高は減少となりましたが、工事利益率の改善により、営業利益は増加となりました。

当社個別の受注高につきましては、複数の大型工事を受注したことなどにより、前期に比べ、官庁工事が280億円、民間工事が30億円、合わせて311億円増加し、1,761億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

発 注 者	工 事 名 称
住友不動産株式会社	(仮称)湊二丁目計画新築工事
いすゞ自動車株式会社	栃木工場(仮称)新エンジン工場建設工事
近畿地方整備局	国立国会図書館関西館新館(仮称)建築工事

○主な完成工事

発 注 者	工 事 名 称
プライムデリカ株式会社	プライムデリカ株式会社 相模原第二工場新築工事
香川県厚生農業協同組合連合会	屋島総合病院　新築移転工事
学校法人堀越学園	堀越高等学校耐震(免震)改築工事

海外建設事業

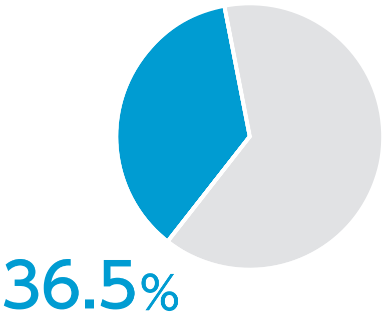

売上高 1,835 億円

営業利益 21 億円

売上高は1,835億円（前連結会計年度比12.9%増）、営業利益は21億円（同28.7%増）となりました。営業利益4億円の増加は、豊富な手持工事の順調な進捗に伴い売上高が増加したことなどによるものです。

当社個別の受注高につきましては、香港で大型の地盤改良工事を受注したことなどにより、土木工事は前期に比べ111億円増加しましたが、建築工事は526億円減少し、1,002億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

発注者	工事名称
香港特別行政区政府	ヘブン オブ ホープ病院拡張工事
香港特別行政区政府	香港国際空港 第3滑走路建設 地盤改良(DCM)工事
シンガポール政府	ウッドランド ヘルス キャンパス基礎工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
香港特別行政区政府	クイーンマリー病院改修工事
シンガポール政府	地下鉄933工事
ミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社	ティラワ経済特別区ゾーンA開発工事

国内開発事業・その他事業

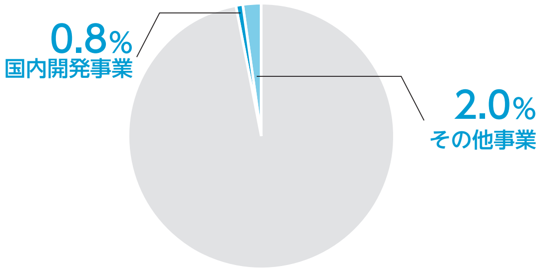

	(国内開発事業)		(その他事業)
売上高	40億円	売上高	100億円
営業利益	5億円	営業利益	6億円

国内開発事業の売上高は40億円（前連結会計年度比17.5％減）、営業利益は5億円（前連結会計年度は6億円の営業損失）となりました。

造船、建設資材の販売、機器リース及び建設汚泥処理等を主な内容とするその他事業につきましては、売上高は100億円（前連結会計年度比7.2％減）、営業利益は6億円（前連結会計年度は2億円の営業損失）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

（単位：百万円）

区分	売上高		営業利益	
国内土木事業	155,345	(3.2%)	9,695	(4.8%)
国内建築事業	149,872	(△9.4%)	11,190	(6.1%)
海外建設事業	183,560	(12.9%)	2,169	(28.7%)
国内開発事業	4,092	(△17.5%)	528	(－)
その他事業	10,023	(△7.2%)	683	(－)
計	502,892	(1.7%)	24,268	(17.8%)
消去	△2,556	(－)	6	(－)
合計	500,336	(1.8%)	24,274	(17.7%)

（注）　%表示は、対前期比増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

（単位：百万円）

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	171,888	187,402	143,047	216,242
	国内建築	149,456	176,187	145,917	179,726
	海外	(395,956) 389,346	100,230	178,400	311,176
	計	(717,301) 710,691	463,820	467,366	707,145
開発事業等		2,041	2,118	4,092	68
合計		(719,343) 712,733	465,939	471,458	707,213

（注）　前期繰越高の上段（　）内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、9,460百万円で、主なものは、建設機械、船舶などの新設及び更新によるものです。総額のうち2,544百万円は、建造を進めているSEP型多目的起重機船への投資額です。SEP型多目的起重機船は、平成30年９月の完成を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、総額400億円のシンジケーション方式による長期コミットメントラインを設定しております。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、国内外において引き続き良好に推移するものと見込まれます。国内においては、政府の財政政策・成長戦略による堅調な公共投資、東京2020オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化に加え、クルーズターミナルや宿泊・商業施設等のインバウンド関連需要の増加が見込まれます。海外においても、当社の拠点であるシンガポール、香港では、引き続き堅調な建設投資が見込まれます。加えて、政府による質の高いインフラ輸出の推進により、東南アジア、アフリカでインフラ投資の拡大が期待されます。

当社グループが今後とも取り組んでいく課題としましては、①営業力・現場力・技術力の強化　②建設生産システム改革による生産性の向上と労働人口減少への対応　③働き方改革の推進による多様な担い手の確保・育成　④CSR経営の実践 があげられます。

現場力・技術力を強化し、技術に裏打ちされた営業力、現場力、コスト競争力を磨くことで顧客の信頼を高め、付加価値の高い仕事の獲得を目指します。省力化・工業化・ロボット化工法の推進、ICT（Information and Communication Technology）の活用による情報化施工、BIM（Building Information Modeling）、CIM（Construction Information Modeling）の推進に取り組み、安全・品質、生産性を高めていきます。また、長時間労働の防止や計画的な休日取得など働き方改革を推進します。性別、年齢、国籍を問わず、多様な人材が生き生きと働ける環境を整備し、会社の持続的な成長のための人材の育成にも取り組んでいきます。コーポレートガバナンス体制の実効性を高めるとともに、高い倫理観を持ってCSR経営を実践し、さらなる企業価値の向上に努めます。

当社グループは新しい中期経営計画（2017～2019年度）を策定いたしました。良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献と考えて、確かな安全と品質で顧客の信頼に応え、技術を以って社会に貢献することをわが社の使命とし、グローバルな臨海部ナンバーワン・コントラクターを目指してまいります。中期経営計画（2017～2019年度）の詳細につきましては、24～25ページをご参照ください。

■中期経営計画（2017～2019年度）

先の「中期経営計画（2014～2016年度）」においては、３期連続で過去最高益を更新しました。国内土木、国内建築、国際の3部門ともに事業量が増加するとともに、国内の利益率改善により３期連続で増収増益となりました。なかでも国内建築部門の貢献は目覚ましく、３部門がそろって利益貢献する体制が整いました。また、自己資本の充実や有利子負債の削減、ROEの改善等、財務体質の更なる改善が達成され、3期連続で増配することができました。

今回策定いたしました「中期経営計画（2017～2019年度）」では、良好な事業環境のもと、臨海部と海外に強みを持つ特徴あるゼネラル・コントラクターとしての足元を固め、緩やかな事業拡大を目指します。

■ 五洋建設グループの使命

良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献と考えて、
確かな安全と品質で顧客の信頼に応え、技術を以って社会に貢献する

■ 目指すべき姿　～創業125周年（2021年）に向けて

グローバルな臨海部ナンバーワン・コントラクター
（売上高5,000億円超をコンスタントに達成できる企業グループ）

■ 基本方針

臨海部と海外に強みを持つ特徴あるゼネラル・コントラクターとして、
“モノづくりに徹し、請負を極める※ こと”を追求する
①高い倫理観を持ち、人と技術を大事にする会社
②取り組むべき意義のある仕事には必ず挑戦する会社
③国内土木、国内建築、国際の3部門がバランスよく利益貢献する会社
④本業強化と新規分野・周辺分野の開拓を両立する会社

※ “請負を極める”： 建設のプロフェッショナルとして、計画・設計段階から建設、維持管理まで、事業者、利用者の立場に立って総合的な技術サービスを提供する

■ 基本戦略

1．営業力・現場力・技術力の強化～請負を極める
2．建設生産システム改革による生産性の向上　～労働人口減少、高齢化への対応
3．担い手の確保・育成、働き方改革の推進　～生産性向上により実現
4．CSR経営の実践　～ステークホルダー重視の経営

■ 経営目標

○主要数値目標

		中期経営計画（2014～2016年度）2016年度実績		中期経営計画（2017～2019年度）2019年度目標	
		個別	連結	個別	連結
業績目標	建設受注高	4,638億円		5,000億円	
	売上高	4,714億円	5,003億円	5,510億円	5,800億円
	営業利益	216億円	242億円	250億円	275億円
	経常利益	211億円	237億円	245億円	270億円
	当期純利益	134億円	152億円	150億円	170億円
	１株当たり当期純利益	47.0円	53.4円	52.5円	59.5円

財務目標（連結）	自己資本比率	25.9%	30%以上
	有利子負債残高	597億円	600億円以下
	D/Eレシオ(ネット)	▲0.1倍	0.2倍程度
	自己資本利益率(ROE)	17.3%	8%以上

配当性向（連結）	22.5%	20～25%

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区分		平成25年度 第64期	平成26年度 第65期	平成27年度 第66期	平成28年度 第67期
売上高	(百万円)	381,182	426,237	491,564	500,336
経常利益	(百万円)	9,159	11,393	19,408	23,709
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,762	6,183	7,805	15,271
1株当たり当期純利益	(円)	13.16	21.63	27.30	53.42
総資産	(百万円)	301,626	366,169	378,766	372,311
自己資本比率	(%)	22.3	21.0	21.3	25.9
自己資本利益率(ROE)	(%)	5.7	8.6	9.9	17.3
純資産	(百万円)	67,493	77,068	80,656	96,444

■ 売上高 (百万円)

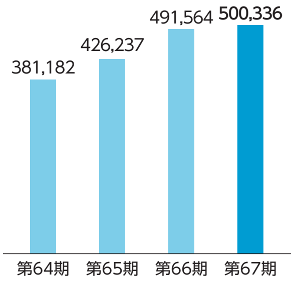

■ 経常利益 (百万円)

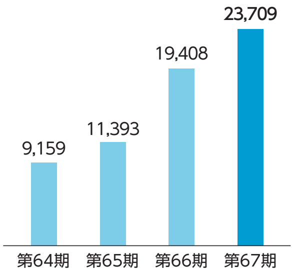

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
-●- 1株当たり当期純利益 (円)

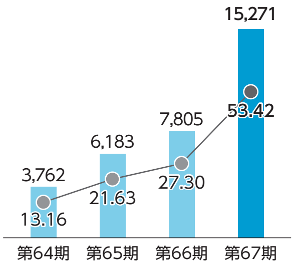

■ 総資産 (百万円)
-●- 自己資本比率 (%)

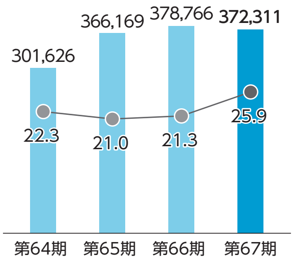

■ 純資産 (百万円)

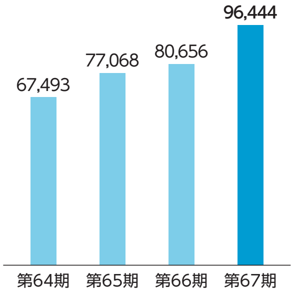

-●- 自己資本利益率（ROE） (%)

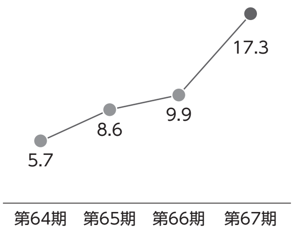

② 当社の財産及び損益の推移

区　　　分	平成25年度 第64期	平成26年度 第65期	平成27年度 第66期	平成28年度 第67期
受　　注　　高（百万円）	449,145	722,340	443,181	465,939
売　　上　　高（百万円）	355,926	393,711	457,862	471,458
経　常　利　益（百万円）	8,152	9,043	17,806	21,116
当　期　純　利　益（百万円）	3,276	4,519	6,854	13,423
1株当たり当期純利益（円）	11.46	15.81	23.98	46.95
総　　資　　産（百万円）	283,701	345,575	356,334	355,313
純　　資　　産（百万円）	65,578	69,794	74,457	87,155

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主要な事業内容
五栄土木株式会社	200	100%	土木・建築工事の設計施工及び建設用資機材の販売・リース
洋伸建設株式会社	66	100%	土木・建築工事の設計施工及び建設用資機材の販売・リース
ペンタビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の設計施工及びビル管理業
警固屋船渠株式会社	100	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社４社を含む連結子会社27社及び関連会社３社から構成されております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-28）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工、コンサルティング等の事業を行っております。
国内開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（12）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定等の事業を行っております。
その他事業	主として子会社において、造船、建設資材の販売、機器リース及び建設汚泥処理等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など（平成29年３月31日現在）

① 当社

本　　店：東京都文京区後楽二丁目２番８号

支　　店：札幌支店（札幌市）　東北支店（仙台市）
北陸支店（新潟市）　東京土木支店（東京都文京区）
東京建築支店（東京都文京区）　名古屋支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市）　中国支店（広島市）
四国支店（松山市）　九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所　香港営業所　ベトナム営業所
インドネシア営業所　マレーシア営業所　エジプト営業所
タイ営業所　中東営業所　ミャンマー営業所
デリー事務所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店（東京都江東区）
洋伸建設株式会社	本店（広島市）
ペンタビルダーズ株式会社	本店（東京都台東区）
警固屋船渠株式会社	本店（呉市）

(9) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事　業　区　分	従業員数(人)	前期末比増減(人)
国内土木事業	1,763（　145）	35（　　4）
国内建築事業	934（　58）	0（　△1）
海外建設事業	163（1,992）	2（　301）
国内開発事業	3（　　1）	△1（　　0）
その他事業	123（　14）	7（　　3）
全社（共通）	88（　18）	6（　　9）
合　計	3,074（2,228）	49（　316）

（注）従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,992人）及び臨時従業員（236人）は、年間の平均人数を（　）外数で記載している。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前期末比増減(人)	平均年齢	平均勤続年数
2,572（2,160）	50（319）	43.4才	19.0年

（注）従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,939人）及び臨時従業員（221人）は、年間の平均人数を（　）外数で記載している。

(10) 企業集団の主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借　入　先	借入金額残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	8,751
みずほ信託銀行株式会社	3,430
株式会社広島銀行	2,910

2 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　599,135,000株
（2）発行済株式の総数　285,903,296株　（自己株式　110,614株を除く）
（3）株主数　39,241名　（前期末比　4,191名増）
（4）大株主

株　主　名	持 株 数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,783	11.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,969	4.5
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
ジュニパー	5,318	1.9
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口５）	4,568	1.6
８１８５１７ノムラ ルクス マルチカレンシ ジエイピ ストク リド	4,480	1.6
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,280	1.5
GOVERNMENT OF NORWAY	4,162	1.5
東京海上日動火災保険株式会社	3,934	1.4

（注）　持株比率は、自己株式（110,614株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

平成29年３月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏　名	役位・担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水琢三	執行役員社長 一般社団法人 日本埋立浚渫協会　会長
代表取締役	佐々木邦彦	執行役員副社長　総合監査部担当
取締役	都甲明彦	専務執行役員　国際部門長
取締役	植田和哉	専務執行役員　土木部門土木営業本部長
取締役	中満祐二	専務執行役員　建築部門建築営業本部長 兼 安全品質環境担当
取締役	野口哲史	常務執行役員　土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当
取締役	五十嵐信一	執行役員　建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
取締役	稲富路生	執行役員　経営管理本部長 兼 CSR推進室長
取締役	小原久典	株式会社 ビックカメラ　社外監査役
取締役	川嶋康宏	一般社団法人 海洋調査協会　会長
常勤監査役	宮園猛	
常勤監査役	福田博長	
常勤監査役	大橋恵明	
監査役	豊島達哉	SOMPOクレジット株式会社 代表取締役社長

（注）1. 取締役のうち、小原久典氏、川嶋康宏氏は、会社法に定める社外取締役です。また両氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。

2. 監査役のうち、福田博長氏、大橋恵明氏、豊島達哉氏は、会社法に定める社外監査役です。また３氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。大橋恵明氏は、金融機関や事業会社において財務経理担当役員を務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りです。

（1）代表取締役会長村重芳雄氏、監査役樋口達士氏は、平成28年６月24日に任期満了により退任いたしました。

（2）平成28年６月24日開催の第66期定時株主総会において、川嶋康宏氏が取締役に、大橋恵明氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。平成29年３月31日における執行役員は次の通りです。

役　　位	氏　　名	担　当・役　職
※執行役員社長	清水　琢三	
※執行役員副社長	佐々木　邦彦	総合監査部担当
執行役員副社長	近藤　浩右	土木部門担当 兼 安全品質環境担当
専務執行役員	山下　純男	建築部門担当
※専務執行役員	都甲　明彦	国際部門長
専務執行役員	越智　修	土木部門担当
※専務執行役員	植田　和哉	土木部門土木営業本部長
※専務執行役員	中満　祐二	建築部門建築営業本部長 兼 安全品質環境担当
専務執行役員	藤田　武彦	土木部門担当
専務執行役員	上総　周平	土木部門担当
常務執行役員	北川　隆	土木部門担当
常務執行役員	下石　誠	九州支店長
常務執行役員	田原　良二	東京建築支店長
常務執行役員	吉永　清人	土木部門担当
※常務執行役員	野口　哲史	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当
常務執行役員	福島　正浩	土木部門土木本部副本部長
常務執行役員	島内　理	土木部門土木営業本部副本部長 兼 購買部担当
常務執行役員	前田　宏	土木部門担当
執行役員	中澤　貴志	安全品質環境本部長
執行役員	坪崎　裕幸	建築部門担当
執行役員	岡田　富士夫	国際部門担当
執行役員	緒方　晴樹	土木部門担当
執行役員	片山　一	四国支店長

役　　位	氏　　名	担　当・役　職
※執　行　役　員	五十嵐　信　一	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
執　行　役　員	松　山　　　章	大阪支店長
※執　行　役　員	稲　富　路　生	経営管理本部長 兼 CSR推進室長
執　行　役　員	佐々木　　　毅	建築部門担当
執　行　役　員	小　辻　昌　典	名古屋支店長
執　行　役　員	大　下　哲　則	中国支店長
執　行　役　員	古　野　博　己	土木部門担当（環境事業） 兼 2020事業室担当
執　行　役　員	勝　村　潤　治	国際部門国際管理本部長
執　行　役　員	渡　部　　　浩	建築部門建築営業本部副本部長
執　行　役　員	町　田　周　一	東京土木支店長
執　行　役　員	北　橋　俊　次	経営管理本部経理部長
執　行　役　員	佐　藤　　　慎	国際部門国際土木本部長
執　行　役　員	藤　原　豊　満	建築部門建築営業本部副本部長 兼 東京建築支店副支店長
執　行　役　員	大　津　義　人	建築部門都市開発本部長
執　行　役　員	山　下　一　志	国際部門国際建築本部長
執　行　役　員	中　村　俊　智	東北支店長

（注）1.　※は取締役兼務者です。
2.　当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。
(1) 平成28年４月１日に、望月常好氏が執行役員副社長に、中滿祐二氏が専務執行役員に、野口哲史氏、福島正浩氏、島内理氏が常務執行役員に、町田周一氏、北橋俊次氏、佐藤慎氏、藤原豊満氏、大津義人氏、山下一志氏、中村俊智氏が執行役員に、それぞれ就任いたしました。
(2) 平成28年６月30日に、日高淳氏が執行役員を退任いたしました。
(3) 平成28年８月１日に、藤田武彦氏が専務執行役員に、前田宏氏が常務執行役員に、それぞれ就任いたしました。
(4) 平成28年10月１日に、上総周平氏が専務執行役員に就任いたしました。
(5) 平成28年12月22日に、村山正純氏が執行役員を退任いたしました。
(6) 平成28年12月31日に、望月常好氏が執行役員副社長を退任いたしました。
(7) 平成29年３月31日に、近藤浩右氏が執行役員副社長を、北川隆氏が常務執行役員を、それぞれ退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき社外役員との間に社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬等の額は次の通りです。

取 締 役	11名	278百万円	（うち社外取締役 2名 17百万円）
監 査 役	5名	52百万円	（うち社外監査役 4名 31百万円）

（注） 1．取締役の支給人員と支給額には、期中に退任した1名を含めております。
2．監査役の支給人員と支給額には、期中に退任した1名を含めております。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は次の通りです。

当社は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社株価等を客観的評価項目とするとともに、定性的な個人の業績評価を加味して算定した報酬額を、代表取締役が独立社外取締役を委員長とする人事委員会に諮問し、取締役会で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 の 状 況
小 原 久 典（社外取締役）	株式会社 ビックカメラ 社外監査役
川 嶋 康 宏（社外取締役）	一般社団法人 海洋調査協会 会長
豊 島 達 哉（社外監査役）	SOMPOクレジット株式会社 代表取締役社長

（注） 1. 社外取締役小原久典氏が兼職している他の法人等と当社の間に、重要な関係はありません。
2. 社外取締役川嶋康宏氏が兼職している他の法人等と当社の間に、重要な関係はありません。
3. 社外監査役豊島達哉氏が兼職している他の法人等と当社の間に、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
小　原　久　典	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員長として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、答申案をとりまとめております。
川　嶋　康　宏	就任後開催の取締役会18回中18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、意見等を適宜述べております。
福　田　博　長	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会15回中15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
大　橋　惠　明	就任後開催の取締役会18回中18回、監査役会10回中10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
豊　島　達　哉	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会15回中15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘　　　要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	90百万円
公認会計士法第２条第１項の業務に係わる報酬等の額	89百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	0百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	90百万円

（注）1. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外での税務申告のための本邦発生経費に係る証明業務等について、対価を支払っております。
4. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議題を決定し、株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分対象
・新日本有限責任監査法人

② 処分の内容
・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針について取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。(会社法第362条第４項第６号)

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号)
取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号)
① リスク管理規則、対策本部規程を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。
③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号)
取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号)
（会社法施行規則第100条第１項第４号)
① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。
② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同

委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。

③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。

④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役会に報告する。

⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第５号)

① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。

② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するとともにグループ会社の損失の危険に関する規程及び体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。

③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規程に従い、グループ会社の取締役に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

④ グループ会社各社にリスクマネジメント委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。

⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規程に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役会に報告する。

(6) 監査役に関する事項
(会社法施行規則第100条第３項第１号～第７号)

1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。

2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。

3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。

② 内部監査部門は、内部監査に関する

結果について監査役に報告する。

4）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。

② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

（内部統制システムの運用状況の概要）

（1）内部統制システム全般

当社は、当社及びグループ会社を含めたグループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査部門が監査し、継続的な改善と適正な業務の確認を行っております。取締役会は、第67期事業年度末の時点で、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

（2）コンプライアンス体制

当社は、教育実施計画を策定し計画的な教育の実施によりコンプライアンスの徹底を図っております。階層別、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修や「行動規範」の浸透状況の確認を含めた教育の実施をしております。また、「コンプライアンス相談窓口」制度により社内外に相談窓口を設けており、当社及びグループ会社が利用することで問題の早期発見と改善に努めています。

（3）リスク管理体制

リスクマネジメント委員会（当事業年度は12回実施）はリスクマネジメントの推進を行い、継続的な見直しによりリスク管理体制を整備しております。リスクマネジメント委員会で報告されたリスクについて審議し、対応策等の実施を行いました。

また、大規模災害時の事業継続リスクに備えて、ＢＣＰ防災訓練を実施しております。

(4)グループ経営管理体制

当社の内部監査部門による監査等を実施し、グループ全体の業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議を実施し、グループ会社の経営管理を行っております。

（5）取締役の職務執行管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月２回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を23回開催しております。

（6）監査役の職務執行管理体制

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、グループ会社を含む営業拠点への往査等を実施しております。当事業年度において監査役会は15回開催しております。

また、監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席しており、代表取締役とは定期的に面談を実施しました。

監査役は、内部監査部門から内部統制システムの整備･運用状況について定期的な報告を受けるとともに随時情報交換を行い、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて内部統制システムの整備・運用状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求めました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

（基本方針の実現に資する取組み）

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

1．「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念並びに中期ビジョンを策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図るため、3カ年を期間とする中期経営計画を策

定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】
当社グループは新しい「中期経営計画（2017～2019年度）」を策定いたしました。詳細につきましては、24～25ページをご覧ください。

２．「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を平成27年11月11日に制定しました。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果断な意思決定ができる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト（http://www.penta-ocean.co.jp/）に掲載しております。

○コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役、監査役会、会計監査人、内部監査部門が連携を図ることで経営に対する監督・監査機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、社外取締役を委員長とする役員人事及び報酬の諮問機関である人事委員会を設置しています。取締役会は原則月２回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。また、性別･年齢･国籍等にかかわらず、多様な人材の確保を推進しています。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち３名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を充分に監視する体制を整えております。

社外取締役と社外監査役は、自主的に社外者のみの意見交換会を開催し、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

○独立役員

当社は、社外役員５名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

○コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年４月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しています。法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。役職員一人ひとりが、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上で、社会の一員として遵守すべき行動規範を定め、浸透に努めています。違法又は不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した社外の弁護士に内部通報窓口を設け、内部通報制度により伝えられた情報を適切に活用する体制を構築しています。

以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は平成25年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である平成25年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。この方針の下、連結配当性向20～25%を目標といたします。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用していく考えであります。

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**372,311**	**(負債の部)**	**275,866**
Ⅰ 流動資産	**277,205**	**Ⅰ 流動負債**	**235,351**
現金預金	72,463	支払手形・工事未払金等	111,817
受取手形・完成工事未収入金等	164,460	電子記録債務	26,058
未成工事支出金等	12,654	短期借入金	24,131
たな卸不動産	4,444	未払法人税等	5,420
未収入金	16,997	未成工事受入金	29,707
繰延税金資産	2,561	預り金	24,539
その他	4,380	完成工事補償引当金	1,573
貸倒引当金	△756	賞与引当金	2,160
Ⅱ 固定資産	**95,065**	工事損失引当金	2,038
(1) 有形固定資産	**72,701**	その他	7,903
建物・構築物	12,194	**Ⅱ 固定負債**	**40,514**
機械、運搬具及び工具器具備品	24,183	社債	20,000
土地	31,855	長期借入金	15,590
建設仮勘定	4,222	再評価に係る繰延税金負債	3,691
その他	246	役員退職慰労引当金	151
(2) 無形固定資産	**1,406**	退職給付に係る負債	357
(3) 投資その他の資産	**20,956**	その他	724
投資有価証券	16,043	**(純資産の部)**	**96,444**
繰延税金資産	336	**Ⅰ 株主資本**	**88,652**
退職給付に係る資産	1,771	資本金	30,449
その他	3,157	資本剰余金	18,386
貸倒引当金	△351	利益剰余金	39,841
Ⅲ 繰延資産	**40**	自己株式	△26
開業費	40	**Ⅱ その他の包括利益累計額**	**7,724**
		その他有価証券評価差額金	3,242
		繰延ヘッジ損益	69
		土地再評価差額金	3,920
		為替換算調整勘定	△77
		退職給付に係る調整累計額	569
		Ⅲ 非支配株主持分	**67**
資産合計	**372,311**	**負債純資産合計**	**372,311**

連結損益計算書

(自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
Ⅰ 売上高		
完成工事高	487,132	
開発事業等売上高	13,203	500,336
Ⅱ 売上原価		
完成工事原価	448,921	
開発事業等売上原価	10,545	459,466
売上総利益		
完成工事総利益	38,211	
開発事業等総利益	2,658	40,869
Ⅲ 販売費及び一般管理費		16,595
営業利益		24,274
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	519	
貸倒引当金戻入額	157	
不動産賃貸料	155	
その他	285	1,220
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	791	
為替差損	818	
その他	175	1,786
経常利益		23,709
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	53	
投資有価証券売却益	60	
その他	5	119
Ⅶ 特別損失		
減損損失	694	
その他	106	800
税金等調整前当期純利益		23,027
法人税、住民税及び事業税	7,697	
法人税等調整額	59	7,756
当期純利益		15,271
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		15,271

連結株主資本等変動計算書

(自　平成28年4月1日
至　平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,449	18,386	25,902	△25	74,713
当期変動額					
剰余金の配当			△1,715		△1,715
親会社株主に帰属する当期純利益			15,271		15,271
土地再評価差額金の取崩			382		382
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	13,939	△0	13,938
当期末残高	30,449	18,386	39,841	△26	88,652

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,299	20	4,303	△81	△668	5,874	68	80,656
当期変動額								
剰余金の配当								△1,715
親会社株主に帰属する当期純利益								15,271
土地再評価差額金の取崩								382
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	942	48	△382	4	1,238	1,850	△1	1,849
当期変動額合計	942	48	△382	4	1,238	1,850	△1	15,788
当期末残高	3,242	69	3,920	△77	569	7,724	67	96,444

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

五洋建設株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　関　谷　靖　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　澤　部　直　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	**355,313**
Ⅰ 流動資産	**262,144**
現金預金	64,442
受取手形	7,856
完成工事未収入金	150,051
販売用不動産	1,723
未成工事支出金	10,022
開発事業等支出金	2,115
材料貯蔵品	844
短期貸付金	1,122
未収入金	18,065
繰延税金資産	2,484
その他	4,192
貸倒引当金	△777
Ⅱ 固定資産	**93,168**
(1) 有形固定資産	**53,358**
建物・構築物	10,624
機械・運搬具	7,848
工具器具・備品	624
土地	29,883
リース資産	154
建設仮勘定	4,222
(2) 無形固定資産	**1,371**
(3) 投資その他の資産	**38,438**
投資有価証券	15,910
関係会社株式	1,378
長期貸付金	16,803
破産更生債権等	138
長期前払費用	107
繰延税金資産	252
その他	4,176
貸倒引当金	△329
資産合計	**355,313**

科目	金額
(負債の部)	**268,157**
Ⅰ 流動負債	**227,787**
支払手形	17,036
電子記録債務	25,411
工事未払金	87,676
短期借入金	22,431
未払金	3,104
未払法人税等	5,272
未成工事受入金	28,617
預り金	28,967
完成工事補償引当金	1,551
賞与引当金	1,998
工事損失引当金	2,022
その他	3,696
Ⅱ 固定負債	**40,370**
社債	20,000
長期借入金	15,590
再評価に係る繰延税金負債	3,691
退職給付引当金	787
その他	301
(純資産の部)	**87,155**
Ⅰ 株主資本	**79,924**
(1) 資本金	**30,449**
(2) 資本剰余金	**18,386**
資本準備金	12,379
その他資本剰余金	6,007
(3) 利益剰余金	**31,113**
その他利益剰余金	31,113
固定資産圧縮積立金	111
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	21,001
(4) 自己株式	**△26**
Ⅱ 評価・換算差額等	**7,231**
(1) その他有価証券評価差額金	**3,241**
(2) 繰延ヘッジ損益	**69**
(3) 土地再評価差額金	**3,920**
負債純資産合計	**355,313**

損　益　計　算　書

(自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
Ⅰ **売上高**		
完成工事高	467,366	
開発事業等売上高	4,092	471,458
Ⅱ **売上原価**		
完成工事原価	431,149	
開発事業等売上原価	3,402	434,551
売上総利益		
完成工事総利益	36,217	
開発事業等総利益	689	36,907
Ⅲ **販売費及び一般管理費**		15,250
営業利益		21,656
Ⅳ **営業外収益**		
受取利息及び配当金	883	
貸倒引当金戻入額	142	
その他	238	1,264
Ⅴ **営業外費用**		
支払利息	798	
為替差損	849	
その他	155	1,803
経常利益		21,116
Ⅵ **特別利益**		
固定資産売却益	37	
投資有価証券売却益	60	
その他	5	103
Ⅶ **特別損失**		
減損損失	694	
その他	95	789
税引前当期純利益		20,430
法人税、住民税及び事業税	7,066	
法人税等調整額	△58	7,007
当期純利益		13,423

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
					その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,449	12,379	6,007	18,386	104	5,000	13,918	19,022	△25	67,833
当期変動額										
剰余金の配当							△1,715	△1,715		△1,715
固定資産圧縮積立金の積立					15		△15	―		―
固定資産圧縮積立金の取崩					△8		8	―		―
別途積立金の積立						5,000	△5,000	―		―
当期純利益							13,423	13,423		13,423
土地再評価差額金の取崩							382	382		382
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	―	―	―	―	6	5,000	7,083	12,090	△0	12,090
当期末残高	30,449	12,379	6,007	18,386	111	10,000	21,001	31,113	△26	79,924

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,299	20	4,303	6,623	74,457
当期変動額					
剰余金の配当					△1,715
固定資産圧縮積立金の積立					―
固定資産圧縮積立金の取崩					―
別途積立金の積立					―
当期純利益					13,423
土地再評価差額金の取崩					382
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	942	48	△382	607	607
当期変動額合計	942	48	△382	607	12,698
当期末残高	3,241	69	3,920	7,231	87,155

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

五洋建設株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷 靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤 部 直 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社に赴き、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月19日

五洋建設株式会社　監査役会

常勤監査役　宮　園　　　猛　㊞
常勤監査役　福　田　博　長　㊞
常勤監査役　大　橋　恵　明　㊞
監査役　　　豊　島　達　哉　㊞

（注）　監査役福田博長、監査役大橋恵明及び監査役豊島達哉は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

総会会場ご案内図

五洋建設 当社本店　11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号
TEL 03-3816-7111（代表）

交通のご案内

ＪＲ総武線	**飯田橋駅**	東　口	改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ
東京メトロ東西線	**飯田橋駅**	A３出口	出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ
東京メトロ有楽町線	**飯田橋駅**	B１出口	出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
東京メトロ南北線	**飯田橋駅**	B１出口	出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
都営大江戸線	**飯田橋駅**	C２出口	出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。